

改正

昭和57年9月30日規則第19号

昭和58年6月4日規則第11号

平成9年3月6日規則第3号

平成14年4月22日規則第16号

平成17年2月18日規則第7号

平成18年3月27日規則第4号

平成19年3月23日規則第5号

平成25年2月27日規則第1号

平成29年8月18日規則第24号

令和2年3月17日規則第9号

令和4年2月14日規則第3号

日高市契約規則

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 一般競争入札（第4条—第19条）

第3章 指名競争入札（第20条・第21条）

第4章 随意契約（第22条—第26条）

第5章 せり売り（第27条）

第6章 契約の締結（第28条—第31条）

第7章 監督及び検査（第32条—第36条）

第8章 長期継続契約（第37条・第38条）

第9章 雑則（第39条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 市の契約に関する事務については、法令その他別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 地方自治法（昭和22年法律第67号）をいう。
- (2) 令 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）をいう。
- (3) 競争入札 一般競争入札及び指名競争入札をいう。
- (4) 入札者 契約者となるため、入札をする者をいう。
- (5) 契約事務担当課長 契約に関する事務を主管する課の長をいう。

(競争入札の参加者の資格)

第3条 市長は、特別の理由がある場合を除くほか、令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者があるときは、その者をその事実があった後2年以内において市長が定める期間、競争入札及びせり売りに参加させないものとする。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

2 前項に掲げるもののほか、競争入札及びせり売りに参加する者に必要な資格の定めについては、別に定めるところによる。

第2章 一般競争入札

(公告)

第4条 令第167条の6に規定する公告は、入札期日の10日前までに掲示その他の方法で行わなければならない。ただし、急を要する場合においては、入札期日の5日前までに短縮することができる。

(公告する事項)

第5条 前条の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 入札の無効に関する事項
- (7) 前各号のほか、入札について必要な事項

(委員会への付議)

第6条 一般競争入札を行おうとする場合において、市長が必要と認めるときは、あらかじめ、別

に定める委員会に諮らなければならない。

(入札保証金)

第7条 令第167条の7第1項に規定する規則で定める入札保証金の率は、その入札に加わろうとする者の見積金額の100分の5以上とする。

2 一般競争入札の入札保証金（次項に規定する担保を含む。以下この項において同じ。）は、入札の終了後、速やかに還付する。ただし、落札者の入札保証金は、当該落札者について納付すべき契約保証金がある場合は、これに充当するものとする。

3 令第167条の7第2項の規定による担保は、次のとおりとする。

(1) 国債又は地方債の証券

(2) 鉄道債券その他の政府の保証のある証券

(3) 金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関のうち市長が確実と認める金融機関をいう。以下同じ。）が振出し若しくは支払保証をした小切手又は金融機関が引受け、保証若しくは裏書をした手形

(4) 金融機関に対する定期預金債権

(5) 金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

4 前項第1号及び第2号に掲げる証券は、無記名式とする。

5 第3項第4号に掲げる定期預金債権を徴するときは、当該債権に質権を設定させ、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である金融機関の承諾を証する確定日付のある書面を提出させるものとする。

(小切手の現金化等)

第8条 前条第3項第3号に定める小切手が担保として提供された場合において、契約締結前に当該小切手の提示期間が経過することとなるときは、市長は、会計管理者をしてその取立て及びその現金の保管をさせ、又は当該小切手に代わる入札保証金の納付若しくは入札保証金の納付に代える担保の提供を求めなければならない。

2 前項の規定は、入札保証金の納付に代えて担保として提供された手形が満期になった場合に、これを準用する。

(担保の価値)

第9条 第7条第3項各号に掲げる担保の価値は、次の各号に定めるところによる。

(1) 第7条第3項第1号及び第2号に定める証券 額面金額又は登録金額（発行価格が額面金

額又は登録金額と異なるときは、発行価額)

(2) 第7条第3項第3号及び第4号に定める証券又は債券 小切手金額、手形金額又は債券金額

(3) 第7条第5号に定める保証 その保証する金額

(入札保証金の納付の特例)

第10条 市長は、次に掲げる場合においては、一般競争入札の入札保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

(1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 一般競争入札に付する場合において、当該入札に参加する資格を有する者で過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) その他市長が納付する必要がないと認めるとき。

2 前項第1号の規定により入札保証保険契約を締結したことにより、入札保証金を納付しないときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を市に提出しなければならない。

3 前項の規定による保険証券の提出は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であつて、当該入札保証保険契約の相手方となる保険会社が定め、市長が認めた措置を講ずることをもって、これに代えることができる。

(予定価格書の作成)

第11条 市長は、一般競争入札に付する場合には、その事項について、当該事項に関する図面、仕様書、設計書等によって予定価格を定め、その価格を記載した書類（以下「予定価格書」という。）を作成するものとする。

2 前項の規定により作成した予定価格書は、封書にして、開札の際これを開札場所に置くものとする。ただし、入札前に予定価格を公表する場合については、この限りでない。

(予定価格の決定方法)

第12条 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について、定めるものとする。ただし、一定期間継続して行う製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価について予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の

難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して適正に定めるものとする。

(最低制限価格)

第13条 市長は、令第167条の10第2項に規定する最低制限価格を設けるときは、前2条の例によりその価格を定め、予定価格書に併記するものとする。

(最低価格の入札者を落札者とししない場合)

第14条 市長は、令第167条の10第1項の規定により落札者を定めたときは、その経過を明らかにした経過調書を作成し、当該入札に係る入札書その他の関係書類とともに保存するものとする。

(入札の方法)

第15条 一般競争入札の入札者は、入札書に必要な事項を記入し、記名押印の上、指定の場所及び指定の日時までに市長に提出しなければならない。ただし、電磁的方法により一般競争入札を行う場合は、市長が別に定めるところにより、当該入札書に代えて、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させることができる。

2 前項の場合において、代理人が入札するときは、入札前に委任状を市長に提出しなければならない。

(入札の無効)

第16条 次の各号のいずれかに該当する一般競争入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者が行った入札
- (2) 入札者の押印のない入札書によって行った入札
- (3) 記載すべき事項に記入がない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書によって行った入札
- (4) 金額を訂正した入札書によって行った入札
- (5) 金額以外の記載事項を訂正した場合において、訂正箇所に訂正印のない入札書によって行った入札
- (6) 入札保証金を納付すべき入札において、これを納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者が行った入札
- (7) 代理人で委任状を提出しない者が行った入札
- (8) 同一事項の入札について2以上の入札書を提出した者が行った入札
- (9) 他人の代理を兼ねた者が行った入札
- (10) 2人以上の者の代理をした者が行った入札

(11) 前各号のほか、特に指定した事項に違反して行った入札

(落札者への通知)

第17条 市長は落札者を決定したときは、その旨を当該落札者に通知しなければならない。

(落札者の決定の失効)

第18条 落札者を決定した場合において、前条の規定による通知が当該落札者に到達した日から7日以内に当該落札者が契約の締結に応じないときは、その決定は、その効力を失う。

(再度公告入札の公告期間)

第19条 市長は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、更に入札に付そうとするときは、第4条の公告の期間を5日までに短縮することができる。

第3章 指名競争入札

(入札の通知)

第20条 令第167条の12第2項の規定による通知は、入札期日の3日前までに行うものとする。

(指名競争入札における一般競争入札に関する規定の準用)

第21条 第6条から第18条までの規定は、指名競争入札の場合にこれを準用する。この場合において、第7条第1項中「令第167条の7第1項」とあるのは「令第167条の13において準用する令第167条の7第1項」と、同条第3項中「令第167条の7第2項」とあるのは「令第167条の13において準用する令第167条の7第2項」と、第13条中「令第167条の10第2項」とあるのは「令第167条の13において準用する令第167条の10第2項」と、第14条中「令第167条の10第1項又は第2項」とあるのは「令第167条の13において準用する令第167条の10第1項又は第2項」と読み替えるものとする。

第4章 随意契約

(随意契約によることができる予定価格)

第22条 令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 工事又は製造の請負 130万円

(2) 財産の買入れ 80万円

(3) 物件の借入れ 40万円

(4) 財産の売払い 30万円

(5) 物件の貸付け 30万円

(6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円

(障害者支援施設等と随意契約をする場合の手続)

第22条の2 市長は、令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定により前条に規定する額を超える契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 発注の見通し
- (2) 契約の内容並びに契約の相手方の決定方法及び選定基準
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 市長は、前項の契約を締結したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 契約の締結状況
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(随意契約における予定価格)

第23条 随意契約を行う場合においては、あらかじめ予定価格を定めるものとする。

2 前項の場合において、次に掲げる場合を除き、第11条及び第12条の規定に準じ予定価格を定め、その調書を作成しなければならない。

- (1) 次条第1項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 図書の購入をするとき。
- (3) 予定価格が50万円（工事又は製造の請負にあつては、100万円）未満の契約をするとき。
- (4) その他市長が調書を作成する必要があると認めるとき。

(見積書の徴収)

第24条 市長は、随意契約を行う場合においては、見積書を徴さなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 郵便切手、郵便はがき、収入印紙その他見積書を徴することが適当でないものを購入するとき。
- (2) 1万円未満の契約を締結しようとするとき。
- (3) 購入価格について協定が締結された物品を購入するとき。
- (4) 単価契約を締結したものに係る物品の購入等をするとき。
- (5) その他見積書を徴することが適当でないと認めた契約を締結するとき。

2 前項の見積書は、2人以上の者から徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 契約金額が5万円未満の契約を締結しようとするとき。
- (2) 動物、機械、美術品等で他に求め難い特殊な物件を購入するとき。

(3) 特殊な修繕をするとき。

(4) 契約の内容の特殊性により、契約の相手方が特定されるとき。

(随意契約の報告)

第25条 第22条各号に規定する額を超える随意契約を締結した場合は、その旨を記載した報告書を契約事務担当課長に提出するものとする。

(随意契約における一般競争入札に関する規定の準用)

第26条 第6条の規定は、随意契約の場合にこれを準用する。

第5章 せり売り

(せり売りにおける一般競争入札に関する規定の準用)

第27条 第6条から第10条までの規定は、せり売りの場合にこれを準用する。この場合において、第7条第1項中「令第167条の7第1項」とあるのは「令第167条の14において準用する令第167条の7第1項」と、同条第3項中「令第167条の7第2項」とあるのは「令第167条の14において準用する令第167条の7第2項」と読み替えるものとする。

2 前項に規定するもののほか、せり売りに関する手続については、別に定める。

第6章 契約の締結

(契約書の作成等)

第28条 市長は、競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約若しくはせり売りにより相手方を決定したときは、当該契約の締結につき、契約書を作成するものとする。

2 契約書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

(1) 契約の当事者

(2) 契約の目的

(3) 契約金額

(4) 契約の履行の方法、期限又は期間及び場所

(5) 契約保証金

(6) 契約金の支払の時期及び方法

(7) 監督及び検査

(8) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金

(9) 危険負担

(10) 契約不適合責任

(11) 契約に関する紛争の解決方法

(12) その他必要な事項

(契約書の作成を省略することができる場合)

第29条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約書の作成を省略することができる。

ただし、第1号に該当する場合で、その契約金額が10万円を超えるときは、契約の相手方から請書その他これに類する書類を徴するものとする。

(1) 契約の内容が軽易で、かつ、その履行の確保が容易と認められる契約（次のいずれかに該当するものを除く。）で、その契約金額が30万円を超えないとき。

ア 不動産、用益物権又は無体財産権の売買、賃借等の契約

イ 土地又は家屋の買収によりその移転を必要とすることとなった家屋又は物件の移転補償及び営業補償その他の補償に係る契約

(2) 郵便切手、郵便はがき、収入印紙その他これに類する物品を購入するとき。

(3) 単価契約を締結したものに係る物品の購入等をするとき。

(4) 物品を売り払う場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取るとき。

(5) せり売りに付するとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長において特に契約書を作成する必要がないと認めた契約を締結するとき。

2 前項の請書その他これに類する書類には、前条第2項各号に掲げる事項を記載するものとする。

ただし、必要に応じて、記載事項の一部の記載を省略することができる。

(契約保証金)

第30条 令第167条の16第1項に規定する規則で定める契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 契約保証金（第4項において準用する第7条第3項の担保を含む。）は、契約の相手方が契約を履行した後、速やかに還付する。

3 契約の変更により契約金額に減少があった場合において契約の相手方から要求があったときは、当該減少額に相当する割合の契約保証金を還付することができる。

4 第7条第3項から第5項まで、第8条及び第9条の規定は、第1項の契約保証金の納付に代えて担保を徴する場合は、これを準用する。この場合において、第7条第3項中「令第167条の7第2項」とあるのは、「令第167条の16において準用する令第167条の7第2項」と読み替えるものとする。

(契約保証金の納付の特例)

第31条 市長は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社又は金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 競争入札による契約を締結する場合において、契約金額が500万円未満であり、かつ、当該契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 日高市建設工事等の競争入札参加資格等に関する規則（平成7年規則第16号）第2条第1項の日高市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録された者と随意契約による契約を締結する場合において、契約金額が500万円未満であり、かつ、当該契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき（契約金額が第22条各号に規定する額を超える場合は、過去2年間に於いて2回以上、種類及び規模をほぼ同じくする契約を国又は地方公共団体と締結し、これらを全て履行したと認められるときに限る。）。
- (5) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- (6) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が直ちに納付される時。
- (7) 随意契約による契約を締結する場合において、契約金額が第22条各号に規定する額以下であり、かつ、当該契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (8) 国又は地方公共団体と契約を締結するとき。
- (9) その他市長が納付する必要があると認めるとき。

2 前項第1号の履行保証保険契約を締結したことにより契約保証金を納付しないときは、当該履行保証保険契約に係る保険証券を市に提出しなければならない。

3 第1項第2号の工事履行保証契約を締結したことにより契約保証金を納付しないときは、当該工事履行保証契約に係る保証証券を市に提出しなければならない。

4 前2項の規定による保険証券又は保証証券の提出は、電磁的方法であつて、当該履行保証保険契約又は工事履行保証契約の相手方となる保険会社又は金融機関が定め、市長が認めた措置を講ずることをもつて、これに代えることができる。

第7章 監督及び検査

(監督職員の一般的職務)

第32条 法第234条の2第1項の規定により監督に当たる職員（以下「監督職員」という。）は、必要があるときは、工事又は製造その他の請負契約に係る仕様書及び設計書に基づき、当該契約の

履行に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの書類を審査して承認しなければならない。

2 監督職員は、必要があるときは、請負契約の履行について、立会い、工程の管理、履行途中における工事製造等に使用する材料の試験若しくは検査等の方法により監督し、契約の相手方に必要な指示をしなければならない。

3 監督職員は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督において、特に知ることができたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

（検査職員の一般的職務）

第33条 法第234条の2第1項の規定により検査に当たる職員（以下「検査職員」という。）は、工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約については、その受ける給付の完了の確認をするため、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。

2 前項の規定は、給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既済部分の確認を行うための検査に、これを準用する。

（監督の職務と検査の職務の兼職禁止）

第34条 検査職員の職務は、特別の必要がある場合を除き、監督職員の職務と兼ねることができない。

（監督又は検査を委託して行った場合の確認）

第35条 令第167条の15第4項の規定により、市の職員以外の者に委託して監督又は検査を行わせた場合においては、当該監督又は検査の結果を記載した書面を提出させなければならない。

（部分払いの限度額）

第36条 契約により、工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要がある場合における当該支払金額は、工事又は製造その他についての請負契約にあってはその既済部分に対する代価の10分の9、物件の買入契約にあってはその既納部分に対する代価を超えることができない。

第8章 長期継続契約

（長期継続契約の契約期間の基準）

第37条 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年条例第1号。以下「条

例」という。)に規定する長期継続契約（以下「長期継続契約」という。）の契約期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間を基準とする。

- (1) 条例第2条第1号に規定する契約 6年以内
- (2) 条例第2条第2号に規定する契約のうち、毎年4月1日から役務の提供を受ける必要がある業務に係るもの 3年以内
- (3) 条例第2条第2号に規定する契約のうち、相当の初期投資若しくは訓練等の準備期間を必要とする業務に係るもの 6年以内

(長期継続契約の合議)

第38条 長期継続契約を締結しようとするときは、あらかじめ契約事務担当課長に合議しなければならない。

第9章 雑則

(委任)

第39条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和39年9月25日から施行する。

附 則 (昭和57年9月30日規則第19号)

この規則は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則 (昭和58年6月4日規則第11号)

この規則は、昭和58年7月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月6日規則第3号)

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前にされた契約を変更する契約については、なお従前の例による。

附 則 (平成14年4月22日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年2月18日規則第7号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月27日規則第4号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月23日規則第5号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第15条（「第238条の4第4項」を「第238条の4第7項」に改める部分に限る。）及び第16条の規定は、公布の日又は地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号。以下「改正法」という。）附則第1条第2号に掲げる規定のうち地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4の改正規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（経過措置）

2 改正法附則第3条第1項の規定により収入役が在職する場合においては、第1条による改正前の日高市契約規則第8条第1項（中略）の規定は、なおその効力を有する。（後略）

附 則（平成25年2月27日規則第1号）

この規則は、平成25年3月1日から施行する。

附 則（平成29年8月18日規則第24号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月17日規則第9号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月14日規則第3号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月24日規則第5号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。